

自白事件を簡易迅速に処理するための制度について

1 考えられる制度の枠組み

【A案】英米の有罪答弁制度のように、被告人が公判廷で有罪を認めた場合には、証拠調べを行うことなく被告人を有罪とし、判決を言い渡す制度を設ける。

【B案】即決裁判手続について、現行よりも幅広い事件に活用可能なものとするとともに、捜査段階をも含む簡易迅速化を図るための改正を行う。

2 検討課題

(1) 制度の枠組み（A案とB案の当否）

検討の視点

- ・ 被告人が有罪を認めただけで有罪とすることの当否
- ・ 有罪とするための証拠の要否や程度

(2) 対象とする事件や科することができる刑の範囲

○対象とする事件

例えば、

- (ア) 全事件とする。
- (イ) 非裁判員裁判対象事件とする。
- (ウ) 現行の即決裁判手続と同様（死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役・禁錮に当たる事件を除く事件）とする。

○科することができる刑の範囲

例えば、実刑として、(ア)10年以下、(イ)5年以下、(ウ)3年以下の懲役・禁錮を科することができるものとする。

(3) 捜査段階をも含む簡易迅速化のための措置

例えば、

- (ア) 有罪陳述の撤回等の場合について、公訴取消し後の再起訴の制限を緩和する。
- (イ) 有罪陳述の撤回等を制限する。

(4) 手続保障の在り方、上訴制限の在り方その他新たな制度の要件・手続・効果を定める上で留意すべき事項